

高齢者虐待防止のための指針

令和 6 年 3 月

1. 基本的な考え方

山陽小野田市地域包括支援センター（以下「事業所」という）では、虐待を防止するための体制を整備することにより、高齢者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保する。

2. 高齢者虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

（2）介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っているものが、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

（4）性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

（5）経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待の防止のための組織・体制

（1）虐待防止検討委員会の設置

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

②虐待防止検討委員会の構成委員

事業所の管理者及び虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という。）とする。

③虐待防止検討委員会の開催

年1回以上定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

④虐待防止検討委員会の役割

- ア) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- イ) 高齢者虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備
- ウ) 職員が高齢者虐待等を把握した場合に、通報が迅速かつ適切に行われるための方法
- エ) 高齢者虐待が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策
- オ) 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価
- カ) 高齢者虐待の防止のための職員研修の内容

（２）職員研修の実施

①新規採用者に対する研修

新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施する。

②定期的研修

虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとし、年1回以上開催する。

③研修プログラム

- ア) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- イ) 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ウ) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- エ) 早期発見・事実確認と報告等の手順
- オ) 発生した場合の改善策

④記録の保存

研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を

記録し、電磁的記録等により保存する。

4. 虐待が発生した場合の相談・報告体制

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、訪問先において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者又は地域包括支援センター所長へ報告する。

5. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情を受け付けた者は内容を管理者または担当者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

6. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。